

地区計画の届出手続きについて

【1】地区計画

地区計画は、地区単位で道路、公園等の配置や建築物の形態・用途等に関する制限などについて一体的、総合的な計画を策定し、建築行為や土地利用を規制、誘導することにより、良好な環境の街区を整備または保全することを目的とするものです。

【2】届出の手続き

地区整備計画の定められた区域内において、建築物を建築する場合等に届出が必要になります。

(1) 届出の対象となる区域（地区計画の名称）

- ・新千里東町1丁目、2丁目の一部、新千里西町1丁目（千里中央地区地区計画）
- ・東豊中町6丁目の一部（東豊中第一団地地区地区計画）
- ・新千里西町2丁目の一部（新千里西町B団地地区地区計画）
- ・新千里東町3丁目の一部（新千里東住宅地区地区計画）
- ・新千里南町1丁目の一部（新千里南町団地地区地区計画）
- ・新千里西町2丁目の一部（新千里西町団地地区地区計画）
- ・少路2丁目の一部（少路2丁目地区地区計画）
- ・北緑丘1丁目の一部（北緑丘1丁目地区地区計画）
- ・新千里北町2丁目の一部、3丁目の一部（新千里北住宅地区地区計画）
- ・新千里南町1丁目の一部、2丁目の一部（新千里南住宅地区地区計画）
- ・新千里東町3丁目の一部（新千里東町近隣センター地区地区計画）

(2) 届出の対象となる行為、添付図書

届出の対象となる行為、添付図書は下表のとおりです。また、図面には、「地区整備計画」の「建築物等に関する事項」に定められた制限内に適合している状況を明記して下さい。

届出が必要な行為	添付図書
土地の区画形質の変更	位置図（付近見取図）、設計図
建築物の新築、増築、改築、移転	位置図（付近見取図）、配置図、平面図、立面図
工作物の建設（*）	位置図（付近見取図）、配置図、平面図、立面図
建築物等の用途の変更（*）	位置図（付近見取図）、配置図、平面図、立面図
建築物等の形態又は意匠の変更	位置図（付近見取図）、配置図、立面図

[備考]

(*) については、確認申請を伴わない行為も含まれます。

- ・代理人が届出を行う場合には、委任状が必要です。委任状には、委任された設計者等の連絡先を記入してください。
- ・ で示された図書は、法律により添付することが定められています。また、立面図は2面以上必要です。

(3) 届出時期

工事着手の30日前までに届出を行ってください。なお、建築確認申請を伴う場合には、確認申請前に届出の手続きを行ってください。

問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部 建築審査課

第二庁舎 5階 TEL 06-6858-2422